

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年5月8日

世田谷区

1 概要

(1) 契約予定件名

ふるさと納税支援業務委託

(2) 目的

世田谷区がふるさと納税制度による寄附金の募集について、区内の魅力的な返礼品等を充実させつつ、区の実施を効果的に広報することで強化するとともに、ふるさと納税ポータルサイトの一元的な管理・運用やふるさと納税に係る寄附情報管理システムを活用し、各種情報の管理、返礼品等の発注、必要書類の印刷発行及びふるさと納税ワンストップ特例制度に基づく申請の受付等を行うことで、ふるさと納税業務の一層の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

- ①寄附情報管理システムに関する業務
- ②ふるさと納税ポータルサイトの管理運営に関する業務
- ③寄附の受付に関する業務
- ④返礼品等の発注及び配送管理に関する業務
- ⑤書類の発行・発送に関する業務
- ⑥ワンストップ特例制度に関する業務
- ⑦寄附者対応に関する業務(コールセンター業務)
- ⑧プロモーション・PRに関する業務
- ⑨返礼品等の開発及び返礼品等提供事業者への対応・支援に関する業務
- ⑩返礼品等に係る費用の代理請求及び代理受領並びに事業者への支払に関する業務

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

※業務開始は令和6年10月1日を予定(変更の可能性あり)。

※契約締結日から業務開始日までの期間は、引継ぎ及び業務開始に向けた準備期間とし、準備期間に関して委託料は発生しないものとする。

※良好な履行状況及び予算配当を条件として、単年度ごとに令和8年度まで随意契約を締結する予定がある。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単独法人または複数法人による共同企業体とする。

(1) 単独法人

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- ①世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- ③世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ④都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等を滞納していないこと。
- ⑤一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」または国際規格 ISO/ISE 27001 の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度認証」を取得（取得申請中を含む）していること。
- ⑥東京都内に本店、支店又は、営業所等を有するものであること。
- ⑦令和3年度以降において、他自治体で「世田谷区ふるさと納税支援業務委託業務説明書」に掲げる業務内容と類似の業務経験があり、かつ寄附額が令和3年度以降のいずれかの年度で5億円以上の実績を有する自治体の業務を受託していること。

(2) 複数法人による共同企業体

次に掲げる要件のすべてを満たす複数法人による共同企業体（以下「JV」という。）とします。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ①代表構成員及び構成員のすべてが前項(1)①～⑤の要件をすべて満たしていること。
 - ②代表構成員または構成員のうち少なくとも1者が前項(1)⑥及び⑦の要件を満たしていること。
 - ③代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること。
- ※単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員としてJVを組成して応募することはできないこととする。
- ※JVとして参加表明書を提出した後は、新たにJVの構成員を追加したり、単独法人として応募したりすることはできないこととする。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本案件では、提案者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

提案書は、以下の内容ごとに採点方式により評価する。

- (1) ふるさと納税制度に対する理解と業務遂行の理念
- (2) 業務遂行能力・受託実績
- (3) 返礼品等開発・管理能力
- (4) 個人情報保護対策
- (5) 自社の優位性
- (6) 業務に要する経費

5 手続等

(1) 担当部課

世田谷区 政策経営部 ふるさと納税対策担当課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所東棟4階

電話 03-5432-2190 F A X 03-5432-3047

Eメールアドレス SEA02210@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和6年5月8日（水）～令和6年5月22日（水）

② 交付方法

区のホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和6年5月22日（水）17時まで必着

② 提出場所

上記（1）と同じ。

③ 提出方法

郵送

(4) 質疑・回答

① 質問受付期間

令和6年5月24日（金）～令和6年5月31日（金）17時まで

※質問は電子メールで行うこと。

② 回答予定日

令和6年6月6日（木）

質問内容及び回答書は、参加表明者宛に電子メールで送信する。

(5) 提案書、見積書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和6年6月21日（金）17時まで必着

② 提出場所

上記（1）と同じ

③ 提出方法

郵送

6 その他

- (1) 参加表明書及び提案書の作成並びに提出にかかる費用については、区は一切負担しない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (9) 提案書の提出後に2の参加資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (10) 契約は区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。
- (11) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、業務の仕様については、選定過程において区が提示した資料及び提案者による提案内容に拘束されない。最終的な仕様は、選定された候補者と区とで仕様調整を行い、双方の合意により確立するものとする。
- (12) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物等について、本件の受託者は区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。
- (13) 区はこの案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号及び名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (14) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。